

○内閣府告示第二十九号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）及び子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の規定に基づき、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成二十七年内閣府告示第四十九号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇九 略」</p> <p>十 認定区分 次のイからハまでに該当する区分をいう。</p> <p>イ 一号 法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子ども区分についての認定（法第二十条の規定による認定をいう。ロ及びハにおいて同じ。）</p> <p>ロ 二号 法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子ども区分についての認定</p> <p>ハ 三号 法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子ども区分についての認定</p> <p>「十一〇 略」</p> <p>二十三 三歳児配置改善加算 当該施設等において、三歳児十五人につき、教員、保育士（当該施設等が国家戦略特別区域法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある場合）あつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。第五十九号を除き、以下同じ。）等を一人配置する場合に加算されるものをいう。</p> <p>二十四 満三歳児対応加配加算 当該施設等において、満三歳児（法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どものうち、年度の初日の前日における満年齢が二歳である者）六人につき、担当する教員、保育士等を一人配置する場合に加算されるものをいう。</p> <p>二十四の二 講師配置加算 当該施設等において、その利用定員（法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子ども区分に係るものに限る。）が三十五人以下又は百二十一人以上の場合であつ</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇九 同上」</p> <p>十 認定区分 次のイからハまでに該当する区分をいう。</p> <p>イ 一号 法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子ども区分についての認定（法第二十条の規定による認定をいう。ロ及びハにおいて同じ。）</p> <p>ロ 二号 法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子ども区分についての認定</p> <p>ハ 三号 法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子ども区分についての認定</p> <p>「十一〇 同上」</p> <p>二十三 三歳児配置改善加算 当該施設等において、三歳児十五人につき、教員、保育士（当該施設等が国家戦略特別区域法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある場合）あつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。第一条第五十九号を除き、以下同じ。）等を一人配置する場合に加算されるものをいう。</p> <p>二十四 満三歳児対応加配加算 当該施設等において、満三歳児（法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どものうち、年度の初日の前日における満年齢が二歳である者）六人につき、担当する教員、保育士等を一人配置する場合に加算されるものをいう。</p> <p>二十四の二 講師配置加算 当該施設等において、その利用定員（法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子ども区分に係るものに限る。）が三十五人以下又は百二十一人以上の場合</p>

て、講師を配置する場合に加算されるものをいう。

二十五 チーム保育加配加算 当該施設等において、チーム保育を担当する教員、保育士等を配置する場合に、年齢別配置基準（第二十九号に規定する年齢別配置基準をいう。）等を超えて配置する加配人数（次の表の上欄に掲げる当該施設等の利用定員（法第十九条第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子ども区分に係るものに限る。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる上限人数の範囲内で配置する教員、保育士等の数をいう。）に応じて加算されるものをいう。

〔表 略〕

二十六 〔略〕

二十七 給食実施加算 当該施設等において、法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもについて給食を実施する場合に、週当たりの給食の実施日数に応じて加算されるものをいう。

〔二十八～三十五の二 略〕

三十五の三 指導充実加配加算 当該施設等において、その利用定員（法第十九条第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子ども区分に係るものに限る。）二百七十一人以上の場合であつて、講師を配置する場合に加算されるものをいう。

〔三十五の四～五十一 略〕

五十一の二 チーム保育推進加算 当該施設等において、年齢別配置基準等を超えて保育士を配置し、チーム保育に係る体制の整備を図るとともに、職員一人当たりの平均経験年数が十二年以上である場合に、加配人数（次の表の上欄に掲げる当該施設等の利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる上限人数の範囲内で配置する保育士の数をいう。）に応じて、加算されるものをいう。

であつて、講師を配置する場合に加算されるものをいう。

二十五 チーム保育加配加算 当該施設等において、チーム保育を担当する教員、保育士等を配置する場合に、年齢別配置基準（第二十九号に規定する年齢別配置基準をいう。）等を超えて配置する加配人数（次の表の上欄に掲げる当該施設等の利用定員（法第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子ども区分に係るものに限る。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる上限人数の範囲内で配置する教員、保育士等の数をいう。）に応じて加算されるものをいう。

〔表 同上〕

二十六 〔同上〕

二十七 給食実施加算 当該施設等において、法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもについて給食を実施する場合に、週当たりの給食の実施日数に応じて加算されるものをいう。

〔二十八～三十五の二 同上〕

三十五の三 指導充実加配加算 当該施設等において、その利用定員（法第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子ども区分に係るものに限る。）二百七十一人以上の場合であつて、講師を配置する場合に加算されるものをいう。

〔三十五の四～五十一 同上〕

五十一の二 チーム保育推進加算 当該施設等において、年齢別配置基準等を超えて保育士を配置し、チーム保育に係る体制の整備を図るとともに、職員一人当たりの平均経験年数が十二年以上である場合に加算されるものをいう。

当該施設等の利用定員		上限人数
百二十人以下	一人	
百二十人以上	二人	

〔五十二〕五十五 略〕

五十六 学級編制調整加配加算 当該施設等において、その利用定員（法第十九条第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに区分に係るものに限る。）三十六人以上三百人以下の場合であつて、全ての学級に専任の学級担任を配置するため、保育教諭等を一人加配する場合に加算されるものをいう。
〔五十七〕六十五 略〕

（施設型給付費に関する経過措置）

第十条 法附則第九条第一号イに規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二の額に千分の七百四十四を乗じた額とする。

（特例施設型給付費に関する経過措置）

第十一条 法附則第九条第一号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二の額に千分の七百四十四を乗じた額とする。

2 法附則第九条第一号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第三条の規定による額に千分の七百四十四を乗じて得た額とする。

（特例地域型保育給付費に関する経過措置）

第十二条 法附則第九条第一号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第六条各号の規定による額に千分の七百四十四を乗じて得た額とする。

2 法附則第九条第一号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める

〔五十二〕五十五 同上〕

五十六 学級編制調整加配加算 当該施設等において、その利用定員（法第十九条第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに区分に係るものに限る。）三十六人以上三百人以下の場合であつて、全ての学級に専任の学級担任を配置するため、保育教諭等を一人加配する場合に加算されるものをいう。
〔五十七〕六十五 同上〕

（施設型給付費に関する経過措置）

第十条 法附則第九条第一号イに規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二の額に千分の七百四十二を乗じた額とする。

（特例施設型給付費に関する経過措置）

第十一条 法附則第九条第一号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二の額に千分の七百四十二を乗じた額とする。

2 法附則第九条第一号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第三条の規定による額に千分の七百四十二を乗じて得た額とする。

（特例地域型保育給付費に関する経過措置）

第十二条 法附則第九条第一号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第六条各号の規定による額に千分の七百四十二を乗じて得た額とする。

2 法附則第九条第一号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める

基準については、第八条の規定による額に千分の七百四十四を乗じて得た額とする。

(月の途中における入退所に関する公定価格)

第十三条 子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号)第二十四条第二項に規定する事由(子ども・子育て支援法施行規則第五十八条第三号に規定する事由を除く。)のあつた教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての公定価格は、第二条から前条までの規定による額に、当該月における利用日数を二十(法第十九条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(法第二十八条第一項第三号に規定する特別利用教育を受ける者を除く。))については、二十五)で除して得た数を乗じて得た額とする。

(公定価格の特例)

第十五条 こども家庭庁長官は、緊急その他やむを得ない事由がある場合は、第一条から前条までの規定にかかわらず、こども家庭審議会(こども家庭庁設置法(令和四年法律第七十五号)第六条に規定するこども家庭審議会をいう。)の意見を聴いた上で、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等を別に定めることができる。

基準については、第八条の規定による額に千分の七百四十二を乗じて得た額とする。

(月の途中における入退所に関する公定価格)

第十三条 子ども・子育て支援法施行令第二十四条第二項に規定する事由(子ども・子育て支援法施行規則第五十八条第三号に規定する事由を除く。)のあつた教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての公定価格は、第二条から前条までの規定による額に、当該月における利用日数を二十(法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(法第二十八条第一項第三号に規定する特別利用教育を受ける者を除く。))については、二十五)で除して得た数を乗じて得た額とする。

(公定価格の特例)

第十五条 内閣総理大臣は、緊急その他やむを得ない事由がある場合は、第一条から前条までの規定にかかわらず、子ども・子育て会議(法第七十二条に規定する子ども・子育て会議をいう。)の意見を聴いた上で、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等を別に定めることができる。

備考 表中の「」の記載は注記である。

別表第二及び別表第三を次のように改める。

（「次のよう」は、省略し、その関係書類をこども家庭庁成育局に備え置いて縦覧に供するとともに、内閣府のホームページ (<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/seishourei.html>) により公表する。）

別表第四及び別表第五を削る。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。ただし、同日前の特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定については、改正前の規定は、なおその効力を有する。